

申請に対する処分

処分名	乳児医療費助成金受給資格者証の交付
根拠法令	奄美市乳幼児の医療費の助成に関する条例第2条, 3条及び奄美市乳幼児の医療費の助成に関する条例施行規則第3条
所管課	福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

奄美市の区域内に住所を有する6歳未満の乳幼児の医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者である保護者

(2) 申請の方法

乳幼児医療費助成金受給資格者証登録申請書を提出する。

(3) 許認可等の要件

ア 乳幼児が市内に住所を有すること。

イ 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であること。

ウ 生活保護法による保護を受けていない世帯に属すること。

エ ひとり親家庭医療費受給対象者でないこと。

オ 奄美市重度心身障害者医療費受給対象者でないこと。

2 標準処理時間

1日